

## エムティーアイ 取締役会議事録

平成 27 年 3 月 3 日(火)午前 9 時 56 分、当社本店において、取締役 8 名、監査役 4 名（総取締役数 8 名、総監査役数 4 名）が出席し取締役会を開催した。当社定款第 22 条第 1 項に基づき代表取締役社長 前多俊宏が議長となり、下記の各議案を審議し、午前 10 時 26 分に散会した。

### [決議事項]

#### 第1号議案 公募による新株式発行(一般募集) 承認の件

議長は、公募による新株式発行(一般募集)承認の件を上程し、松本取締役に議案の説明を求めた。松本取締役は、第1号議案に係る別添資料の1をもとに議案の詳細を説明した。

本議案に対する特段の意見等はなく、審議の後、議長が議案への賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、本議案は原案どおり可決された。

#### 第2号議案 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し) 承認の件

議長は、当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)承認の件を上程し、自ら、第2号議案に係る別添資料の2をもとに議案の詳細を説明した。

本議案に対する特段の意見等はなく、審議の後、議長が議案への賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、本議案は原案どおり可決された。なお、泉取締役、高橋取締役、大沢取締役および松本取締役は本議案について特別の利害関係を有するため、それぞれ自己に関する審議および決議には参加しなかった。

#### 第3号議案 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) 承認の件

議長は、当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)承認の件を上程し、松本取締役に議案の説明を求めた。松本取締役は、第3号議案に係る別添資料の3をもとに議案の詳細を説明した。

本議案に対する特段の意見等はなく、審議の後、議長が議案への賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、本議案は原案どおり可決された。

#### 第4号議案 第三者割当による新株式発行 承認の件

議長は、第三者割当による新株式発行承認の件を上程し、松本取締役に議案の説明を求めた。松本取締役は、第4号議案に係る別添資料の4をもとに議案の詳細を説明した。

本議案に対する特段の意見等はなく、審議の後、議長が議案への賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成し、本議案は原案どおり可決された。

以上

上記議事の経過の要領およびその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役および出席監査役はこれに記名捺印する。

平成 27 年 3 月 3 日

株式会社エムティーアイ 取締役会

前多社長

議長代表取締役 前 多 俊 宏

泉取締役

出席取締役 泉 博 史

種野取締役

出席取締役 種 野 晴 夫

高橋取締役

出席取締役 高 橋 次 男

清水取締役

出席取締役 清 水 義 博

大沢取締役

出席取締役 大 沢 克 徳

松本取締役

出席取締役 松 本 博

小名木取締役

出席取締役 小名木 正也

箕浦監査役

出席監査役 箕 浦 勤

中村監査役

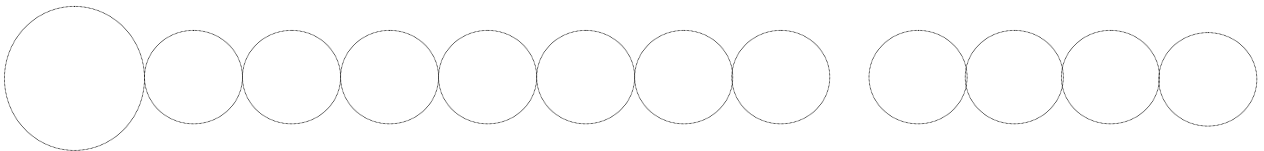
出席監査役 中 村 好 伸

崎島監査役

出席監査役 崎 島 一 彦

大矢監査役

出席監査役 大 矢 和 子



## 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |   |             |
|--|---|-------------|
| (1) 募集株式の種類および数  | 当社普通株式  | 2,500,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2015 年 3 月 11 日(水)から 2015 年 3 月 16 日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。   |             |
| (3) 増加する資本金および資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。  |             |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、大和証券株式会社、UBS証券株式会社および株式会社SBI証券(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |             |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |             |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  |             |
| (7) 払込期日   | 2015 年 3 月 23 日(月)  |             |
| (8) 申込株数単位   | 100 株   |             |
| (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |   |             |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                    |   |             |

## 2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- |  |   |          |
|--|---|----------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数                            | 当社普通株式  | 91,000 株 |
| (2) 売 出 人 お よ び 売 出 株 式 数                            | 大沢 克徳   | 30,000 株 |
|  | 泉 博史  | 24,000 株 |
|  | 高橋 次男   | 21,000 株 |
|  | 松本 博  | 16,000 株 |
| (3) 売 出 価 格  | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。) |          |
| (4) 売 出 方 法  | 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。   |          |
| (5) 申 込 期 間  | 一般募集における申込期間と同一とする。   |          |
| (6) 受 渡 期 日  | 2015 年 3 月 24 日(火)  |          |
| (7) 申 込 株 数 単 位                                      | 100 株   |          |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |   |          |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。               |   |          |

### 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- |  |  |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 お よ び 数                         | 当社普通株式 388,600 株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集および引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人  | 大和証券株式会社   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)   |
| (4) 売 出 方 法  | 大和証券株式会社が、一般募集および引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、388,600 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。  |
| (5) 申 込 期 間  | 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。   |
| (6) 受 渡 期 日  | 2015年3月24日(火)  |
| (7) 申 込 株 数 単 位                                      | 100 株  |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |  |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。               |  |

### 4. 第三者割当による新株式発行

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の<br>種 類 お よ び 数  | 当社普通株式 388,600 株   |
| (2) 払 込 金 額 の<br>決 定 方 法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。  |
| (3) 増加する資本金および資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 割 当 先   | 大和証券株式会社   |
| (5) 申 込 期 日   | 2015年3月26日(木)  |
| (6) 払 込 期 日   | 2015年3月27日(金)  |
| (7) 申 込 株 数 単 位   | 100 株  |
| (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。                                      |  |
| (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。   |  |
| (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |  |

以 上